# 元和九年(一六二三)閏八月二十日の津軽信枚金山定書状について

#### じめこ

山の稼行の実態を明らかにした。 山の稼行の実態を明らかにした。 山の稼行の実態を明らかにした。 山の稼行の実態を明らかにした。 しては、出稿「尾太以前―近世前期 近世津軽領鉱山の開発と経営については、出稿「尾太以前―近世前期 近世津軽領鉱山の開発と経営については、出稿「尾太以前―近世前期 近世津軽領鉱山の開発と経営については、出稿「尾太以前―近世前期 近世津軽領鉱山の開発と経営については、出稿「尾太以前―近世前期

あるとした。したがって寛永期津軽領では、領国貨幣を発行・流通可能

長谷川

成

な産銀量を継続的に供給・確保できる鉱山が存在したことを物語ってい

る、との見解を述べた。

約もあって触れることができなかった。
勢のなかにどのように位置づけられるのか、等については、史料的な制との関わりや成立期幕藩体制下にあって強力に推進された鉱山開発の趣国絵図等に描写された鉱山は、いかなる経緯で開発されたのか等、藩政しかし、初期弘前藩ではどのような鉱山開発の構想を有していたのか、

介することにしたい。 がった文書でもあるため、ここでは本誌の紙面を借りて当該文書を紹近刊の『青森県史』や『新編弘前市史』資料編等においても採録してこではないかと思われる、新たな史料を目にすることがあった。それは、ところが、昨年、右の課題にある程度の見通しを得ることができるの

## - 津軽信枚金山定書状の紹介

筆者が目にしたのは、平成十七年度『古典籍展観大入札目録』(東京

とを確認した)。 手に取り、紙質、形状、花押、印判など、当時の史料と見て疑いないこりたことをお断りしておく(筆者は実際に展観会場に足を運び、文書をお、翻刻と校訂に関しては、おおむね青森県史編さんの校訂要領に依拠古典会 二〇〇五年)に写真版として掲載された、次の文書である。な古典会 二〇〇五年)に写真版として掲載された、次の文書である。な

「津軽信枚金山定書状」(継紙)元和九年(一六二三)閏八月二十日

金山定」

付候事、」「切其方ニ任候間、功者なるもの指下、山」盛候様ニ仕置被申一、津軽中金銀鉛銅山新見立、古」間歩攪并只今迄掘せ候山共ニ」(\*・\*

平米ニ可申付候事、」第」可申付候、并其方内衆扶持方切米之儀ハ」始終共ニ右同前第」可申付候、并其方内衆扶持方切米之儀ハ」始終共ニ右同前ハ其奉行人手形次第、」地下在郷ニて平米ニ山仕・金掘買次一、蔵米之儀ハ金山つるニ付候而より払せ可申候、」普請間歩之間(※22米)

一、諸国より参候山衆・金掘之儀、領分へ出」入自由ニ可申付候(キニュキ)

と略記)。

て可申付候事、」一、材木・留木・金吹・すミ焼候儀、薪何も」其方御用手向能所に(※/\*\*)

一、山衆・金掘共手前ニ取せ候給分之儀ハ」鏈わけニ成共、(೫೮%)

運上山

二成共、其所々見」合次第可被申付候事、」

一、山中諸役所・番所へ其方より銘」々相衆、指添可置之事、」(wピザ) へ 金山之儀者諸公事成敗之儀、其」方指図次第可申付候事、」

、自国他国者ニよらす対其方不届慮」外仕懸候者於有之者、御理\*+\*;

次第」急度曲事二可申付候事、」

| 其方上下為用所舟二三艘分ハ可為」無役之事、||・\*\*

、金銀鉛銅并諸役目兼而金山」盛候ニ付、山中物成手前ニ納候分\*-\*\*

之」高ニ付而、五分一其方へ可進候事、」

山望候」者候共少も承引申間敷候、其段御」気遣有間敷候者誰人ニ不寄讒言出申者其方へ委」相尋可申候、并わきノヽより

也、

元和九年

....

津軽越中守(黒印)」

閏八月廿日

信枚(花押)」

宗岡弥右衛門殿」

(カッコ内筆者。」は行替え。\*は紙継ぎの角黒印)

ある。ここでは史料名を津軽信枚金山定書状とする(以下、金山定書状関する全一三カ条の定書であり、信枚の印判と花押を据えた真正文書で右文書は、弘前藩二代藩主津軽信枚が宗岡弥右衛門へ宛てた、金山に

た津軽信枚書状(国文学研究資料館蔵)のもの(図1)と同じである。転の準備を命じた元和五年六月二十一日の白取瀬兵衛と服部長門へ宛て本押並びに自署は、江戸幕府から越後への転封を下命され、国元に移

とが判明する。(図2)と同様である。花押・自署・黒印は、元和九年三月八日、革秀寺(同前)へ宛てた寺領宛行状のもの黒印は、元和九年三月八日、革秀寺(同前)へ宛てた寺領宛行状のもの

区1





はその一人として活躍していたようだ。

## 一 宗岡弥右衛門に関する考証

ら、この人物に関して、若干の考証を行うことにしたい。 金山定書状の宛名の人物は、従来の弘前藩側の史料に見えないことか

不明である。ただし、宗岡氏に関しては、次のような事実が分かってい弘前藩二代藩主の津軽信枚。宛先は宗岡弥右衛門で、彼の詳細は、全くまず基本的な事柄の確認であるが、同文書の差出人は、前述のように

書、村上直ほか編著『江戸幕府石見銀山史料』雄山閣 一九七八年所収慶長四年(一五九九)二月七日の毛利氏重臣佐世石見守書状(吉岡文

引き続き大久保長安・彦坂元正のもとで石見銀山の採掘を担当し、宗岡幕府石見銀山史料』七四〜七七頁)。つまり、毛利時代の地役人たちが宗岡弥右衛門(慶長六年ころに徳川氏から「佐渡」の名を拝領)など六宗岡弥右衛門(慶長六年ころに徳川氏から「佐渡」の名を拝領)など六宗岡弥右衛門(慶長六年ころに徳川氏から「佐渡」の名を拝領)など六宗一頭の本語のでは、一頁)によると、石見国石見銀山の管理を委ねられていた人物として、七一頁)によると、石見国石見銀山の管理を委ねられていた人物として、七一頁)によると、石見国石見銀山の管理を委ねられていた人物として、

の研究』校倉書房 は佐渡奉行大久保長安の目代として活躍した(山口啓二『幕藩制成立史 平行して採掘されていた秋田藩院内銀山の開発にも関係しており、 ける鉱脈の発見や採掘の技術交流に重要な役割を果したという(同前八 鉱山開発に登用しており、宗岡佐渡等は、 十九日条(岩波書店 一九五三年)ほかによると、 た人物であって、『大日本古記録 島町)の鉱脈の調査を行なわせたらしく、 二〜八三頁)。このように、宗岡佐渡は、 徳川氏は慶長六年 (一六〇一)、伊豆湯ガ島 一九七四年一五七頁)。 梅津政景日記一』慶長十七年四月二 長安は現地の有能な地役人を 石見銀山の役人から抜擢され 石見・伊豆・佐渡の銀山にお (静岡県田方郡天城湯ガ 当時、 佐渡金銀山と

料』二五~二六頁)。このように宗岡佐渡は毛利氏以来の石見銀山の伝続し、石見国銀山御用元締となっている(前掲『江戸幕府石見銀山史そのまま佐渡相川の米屋町に住んだが、正式の家督は石見の喜兵衛が相一六)三月十六日に佐渡において死亡した。倅の七左衛門が山主となり、一世後期の宗岡氏の由緒書によると、宗岡佐渡は、慶長十八年(一六近世後期の宗岡氏の由緒書によると、宗岡佐渡は、慶長十八年(一六

統を引継ぎながら、 て石見や佐渡において重要な役割を果したのである 慶長五年以降は大久保長安配下の銀山付地役人とし

歴史大系 二系統に分かれ、 谷紘子「鉱業技術のネットワーク」長谷川成一・千田嘉博編『日本海域 との関わりや、 石見国銀山御用元締に就いた喜兵衛家である。前記宗岡佐渡の院内銀山 宗岡氏の由緒書に見えるのは、 右述の宗岡弥右衛門 一人物とは考えがたい。 金山定書状の宛名である宗岡弥右衛門は、 宗岡一族で弥右衛門を称した人物がいるかどうかは確認できない。 第四巻 当時の北東北の鉱山への佐渡からの技術移転の状況 佐渡で山主になった七左衛門家と、 近世篇Ⅰ』清文堂出版 (後に佐渡) 宗岡佐渡弥右衛門死後の近い時期である元和期 宗岡佐渡の死後、 が慶長十八年に死亡しているので、 二〇〇五年所収 大久保長安の目代であった 宗岡氏は前述のように 石見で役人として 一九九・ 主

る津軽領の鉱山開発に藩主信枚によって招聘されたのである。 えられる。このような山主の一族と推定される人物が、 亡くなった後も佐渡金銀山における有力な山主として活躍していたと考 どから佐渡へ招いた巧者の山師三六人の中に名前が見え、「佐渡年代 宗岡七左衛門は、 『佐渡金銀山史話』丸善 の承応二年 (一六五三) 慶長九年 (一六〇四)、大久保長安が石見・伊豆な 一九五六年 の記事にも、 名前が掲げられており 七七・一五九頁)、父佐渡が 元和末期におけ (麓三

### Ξ まとめと展望

を①~⑬で示した) さて、 金山定書状の全一三カ条にわたる各条 の要点は、 次のようにまとめられよう。 (第一条は①とし、

①津軽領内の非鉄金属(金銀鉛銅) の坑道や稼行中の鉱山の再開発を宗岡に一任する。 鉱山の新たな調査・開発、

②金掘衆が普請できない箇所は、 実施させる。 鍛冶・大工・人夫によって普請を

③弘前藩側で山奉行を二人任命するので、 宗岡の手代衆と協議をさ

せる。

④蔵米は、鉱脈に切り当てた時点で売却するようにする。その間は、 奉行の手形で山師・金掘衆は津軽領内の平米(一般の市場米) 購入ができるようにして、 宗岡の内衆への扶持方や切米も同様に O)

⑤金掘たちの領内出入りは自由とする。

平米での購入を認める。

躍した七左衛門家の系統に属する人物に該当するのではないかと推察さ

石見の喜兵衛家ではなく、佐渡で山主として活

一○○頁)からすれば、

⑥製錬や坑道普請用などの材木は、宗岡が適切と判断した山々から 調達して良い

⑦山衆や金掘たちの給分は、 わない。 運上山でも 「 鏈 。 (鉱石) わけ」でも構

⑧金山の訴訟や成敗は、 宗岡に一任する

⑨山中の役所や番所には 宗岡の配下の者を置くようにする。

⑩宗岡に慮外を企てる者は曲事

⑪宗岡の用いる用船は、 無役とする。

分の一を宗岡の取り分とする。 ②金銀銅鉛の鉱山が盛んになったおりに、納入される山中物成の五

13字岡以外に領内鉱山の開発を望む者があったとしても、それは認

ー読して看取されるのは、宗岡弥右衛門に領内の金銀鉛銅など非鉄金 のも存在したことが示唆されており(第一条)、従来の史料には見え ない元和期鉱山の存在が確認されよう。加えて、それらの再開発と新た ない元和期鉱山の存在が確認されよう。加えて、それらの再開発と新た な見立てと開発を受任しているのであり、宗岡へ開発の独山に加え稼行中の な見立てと開発を委任しているのであり、宗岡へ開発の独山に加え稼行中の な見立てと開発を委任しているのであり、宗岡へ開発の独占権を付与し な見立てと開発を委任しているのであり、宗岡へ開発の独占権を付与し な見立てと開発を委任しているのであり、宗岡へ開発の独占権を付与し な見立てと開発を委任しているのであり、宗岡へ開発の独占権を付与し なり、第一条)、従来の史料には見え なり、第一条)、従来の史料には見え なり、第一条)、従来の史料には見え なり、第一条)と言っても過言ではない。

沖口役の徴収を免除する(第十一条)などの特権を与えた ントを宗岡の取り分とし(第十二条)、 を宗岡らに任せ(第五条)、 というものである。 と宗岡とその手代・内衆と称される人々が協議して(第三条) 弘前藩が宗岡に期待した具体的な開発の態様は、 (第八条)を示している。また鉱山からあがる山中物成の二〇パーセ 坑道の維持運営、 その上で諸国から入ってくる山師・金掘たちの統制 製錬作業などの実務を取り仕切らせる 領内鉱山における裁判権も宗岡に委ねる姿 領内湊出入りの宗岡 弘前藩の山奉行 の用船は、 (第六条) 鉱山の開 二人

わけ」については不詳。おそらく、藩と山師との間で採掘された鏈=鉱山師が一定の運上を藩へ納入することで採掘権を得るのであるが、「鏈「鏈わけ」でもいずれでも構わないとしている(第七条)。運上山は、山師・金掘衆の給分、つまり鉱山の採掘に関わる経営は、運上山でも

るのではないかと考えられる。

二篇 在したと推定される。 下向するため出京するまで(『新訂増補 軍徳川家光の上洛に供奉して入京しており、 おこう。この文書発給の二カ月前、 く分からない。 ところで、 吉川弘文館 津軽信枚が金山定書状を発給した時期の時 一九六四年 滞京中の信枚の動静については史料が乏しく、 二九九~三〇五頁)、京都・伏見に滞 元和九年七月十三日、 国史大系三九 閏八月八日、 代状況に触 家光が江戸へ 信枚は三代将 徳川実紀』第 れて

れば、 たのではなかろうか 衛門という山巧者を起用し、 渡奉行大久保長安の目代を務めた宗岡佐渡一族の一員である、 開発を積極的に推進する必要性を痛感した結果、 ないし上方において信枚が発給した可能性が高い。 て路用銀を町年寄の矢嶋から調達したのであろう。このことから推測す ているが、裏書の方は信枚が花押を据えて銀受領と返済を保証している 証文によると、 一〇〇一年 (『青森県史 「山開発に関する有力な情報を得ることがあって、 しかし、 弘前藩は大津町年寄の矢嶋藤五郎から銀五○貫を借用した。 六日前の二十日に出された金山定書状は、 注目されるのは金山定書状発給の六日後の同 八六二号)。彼らは京からの帰途、 資料編 表書の借用者は乾安儔ら三重臣で、 近世1 領内鉱山の開発を全面的に委ねる決意をし 近世北奥の成立と北方世界』 国元津軽ではなく京都 おそらく大津に滞在 かつて佐渡金銀山で佐 彼らが花押・署名し 弘前藩では領内鉱山 当時上方において、 年 閨 八月一 青森県 宗岡弥右 同 借用

もに鉱山開発が同時並行的になされたと考えられよう。 景からすれば、 新田開発が積極的になされた時期に該当する(『新編弘前市史 ヶ岡築城計画の取り止めとその後の同地を拠点とした大湯町村派立など、 元和五年 津軽領にあっては、 近世1』弘前市 二〇〇二年 (一六一九) 藩財政基盤の確保という観点に基づいて、 の国替え騒動以降、 弘前城築城と城下建設がほぼ一段落した段階で、 一七五~一八一頁)。このような背 津軽平野中央部の開発や、 新田開発とと 通史編 亀

信枚によって発給されたと考えるのが妥当であろう。 である。 藩財政の有力な資源であったことは弘前藩でも十分に承知していたはず や盛岡藩では院内銀山や白根金山などの有力鉱山から産出される金銀が ように、 見いだそうと考えたとしても不思議ではない。 業生産よりも、 四頁)。このような歴史的背景から見ると、天候や災害に左右される農 産にあまり期待を持てない時期に当たり、 て田地が荒廃するという事情もあった 下の切地帯 知のように、 津軽領内で稼行していた間歩も存在していたし、 弘前藩を取り巻くさまざまな時代状況のなかで、 鉱山開発による金銀鉛銅の鉱業生産に財政収入の活路を (青森県五所川原市飯詰から北部の地域) に降灰があっ 元和期は凶作が続き飢饉が頻発したことから、 (前掲『青森県史』二三三~二三 加えて津軽領では元和四年正 現に金山定書状に見える 隣領の秋田藩 金山定書状は

山開発の政策基調となった文書と位置づけたい。 以上のような歴史的な背景を踏まえて、金山定書状は初期津軽領の鉱

沢銀山をはじめとする鉱山開発が津軽領内の本格的な鉱業事業の開始と一従来の研究史では、尾太銀銅山の開発に先立って、寛文期における寒

考えられてきた。

しかし、本文書によって、それを約四○年さかのぼる元和期に、津軽では藩主の主導で初期鉱山開発に着手していたことが判明した。新出領では藩主の主導で初期鉱山開発に着手していたことが判明した。新出行は諸山の開発・経営のあり方が他領においても認められるのか、も内的な鉱山の開発・経営のあり方が他領においても認められるのか、もりなは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要があろしくは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要があろしくは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要があろしくは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要があろしくは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要があろしくは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要があろしくは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要があるしくは津軽領独自のものなのかどうか、さらに検討を加える必要があるり、

#### 詿

- に掲載されている。詳しくは、そちらを参照されたい。 一七号 二○○四年 三四頁)第九号文書に紹介され、写真版も四七頁(1)同文書は、石塚雄士「弘前市成田裕氏文書」(『弘前大学國史研究』一
- (2) 金山定書状の三年前、元和六年 (一六二〇) に松前から津軽領に入り のは、 のかを物語っていよう。 五条にあるように、 の厳重な通行規制を領内にしいていた。このような中で、金山定書状第 検記』 吉川弘文館 秋田へ出たイエズス会宣教師カルワーリュによると、 の関は(といわれる)」(一六二〇年 ) 津軽の関とはおそらく碇ヶ関を指すと思われるが、弘前藩は国内随 彼らを招致したいという弘前藩の意欲がいかに強いものであった のうちでも通るに最も困難な一つとされ、 一九六二年所収 山師・金掘衆に対して津軽領出入りの自由を認めた 七七頁)と記録されてい 「カルワーリュの旅行記」『北方探 4、世のことわざにも津軽によると、「日本じゆう関

掘分山を指すと見るのが妥当ではなかろうか。 収入に関わる、運上山との対比で「鏈わけ」が用いられていることから、が、「鏈わけ」の語は見あたらない。山師・金堀の給分という、彼らの収)の「四 金山の仕法」の項にも、運上山・掘分山などの記述はある(3)「黒沢氏至宝要録 上」(『秋田県史』第三冊 秋田県 一九一五年所

) 亀ヶ岡築城・廃城と新田開発については、関根達人「津軽氏にみる戦「鏈わけ」も同様の含意がある用語と考えてよかろう。いては、土谷紘子君の教示による)。これは、鏈すなわち鉱石を分け合見銀山史料』九七~九八頁)に「分 鏈」の文言が見える(この点につ見銀山史料』九七~九八頁)に「分 鏈」の文言が見える(この点につ因みに、慶長九年九月二十五日の大久保長安書状(前掲『江戸幕府石

による研究』二〇〇六年所収)を参照されたい。 研究成果報告書 津軽氏城跡の発展過程に関する文献資史料と遺物資料国の城館・元和の城館―種里・大浦・堀越そして亀ヶ岡―」(長谷川成国の城館・元和の城館―種里・大浦・堀越そして亀ヶ岡―」(長谷川成国の城館・元和の城館―種里・大浦・堀越そして亀ヶ岡―」(長谷川成国の城館・元和の城館―種里・大浦・堀越そして亀ヶ岡―」(長谷川成国の城館・戸町の城館―種里・大浦・堀越そして亀ヶ岡―」(長谷川成田の城館・廃城と新田開発については、関根達人「津軽氏にみる戦

(はせがわ・せいいち 弘前大学人文学部教授)

(C)(2)による研究成果の一部である。 【付記】本稿は、平成15年度~平成17年度科学研究費補助金基盤研究